《特別障害者手当制度（詳細版）について》

【特別障害者手当とは】

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として支給される手当です。

【対象となる方】

①～③の要件を全て満たす方

※ 申請に障害者手帳は必要なく、原則、手当用診断書（作成費用自己負担）で審査を行います。

① 著しく重度の障害の状態にある（「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」を満たす）ため、日常生活において常時特別の介護を必要とする

※ 下記**【基準を満たす障害の程度】**参照

② 在宅である

③ ２０歳以上

以下に該当する場合は手当を受給できません。

・施設（障害者支援施設、特別養護老人ホーム等）に入所している場合

※ 通所施設は除きます。

※ グループホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等の一部施設は対象となります。

・病院、診療所又は介護老人保健施設への入院が継続３か月を超えた場合

・本人及び扶養義務者の所得が基準を上回る場合（下の「所得制限限度額表」参照）

～所得制限限度額表～

扶養親族等の数	本 人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	5,180,000 円	3,604,000 円	8,319,000 円	6,287,000 円
1	5,656,000 円	3,984,000 円	8,586,000 円	6,536,000 円
2	6,132,000 円	4,364,000 円	8,799,000 円	6,749,000 円
3	6,604,000 円	4,744,000 円	9,012,000 円	6,962,000 円

【基準を満たす障害の程度】

以下のＡまたはＢのいずれかに該当する場合です。

Ａ　重度の重複する障害がある

下の「別表」①～⑦の障害が**２つ以上ある場合**です。

～別表～

① 視力の良い方の眼の視力が０．０３以下のもの　等

※ 令和４年４月１日から「眼の障害」の認定基準が改正されました。詳しくは「特別障害者手当　障害認定基準改正（眼の障害）リーフレット」や「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」をご覧ください。

② 両耳の聴力のレベルが１００デシベル以上のもの

③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの、又は両上肢のすべての指を欠くもの、若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

④ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの、又は両下肢を足関節以上で欠くもの

⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、身体の機能の障害、又は長期にわたる安静を必要とする病状が①から⑤までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

⑦ 精神の障害であって、①から⑥までと同程度以上と認められるもの

Ｂ　（１）または（２）により、常時特別な介護を必要とする

（１）重度の身体障害が１つある

Ｐ２の「別表」③④⑤までの障害が一つあり、それが特に重度であるため、下の「日常生活動作評価表」の合計点数が１０点以上となるものです。

～日常生活動作評価表：１０点以上～

日常生活動作評価表	動作及び行動の種類	○…０点	△…１点	×…２点	点数
	１　タオルを絞る（水を切れる程度）	ひとりでできる	ひとりでできるがうまくできない	できない	
	２　とじひもを結ぶ	５秒以内にできる	１０秒以内にできる	１０秒ではできない	
	３　かぶりシャツを着て脱ぐ	３０秒以内にできる	１分以内にできる	１分ではできない	
	４　ワイシャツのボタンをとめる	３０秒以内にできる	１分以内にできる	１分ではできない	
	５　座わる（正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する）	ひとりでできる	ひとりでできるがうまくできない	できない	
	６　立ち上がる	ひとりでできる	ひとりでできるがうまくできない	できない	
	７　片足で立つ	ひとりでできる	ひとりでできるがうまくできない	できない	
	８　階段の昇降	ひとりでできる	ひとりでできるがうまくできない	できない	
				合　計　点　数	

（２）重度の精神障害が１つある

障害児福祉手当の個別基準を満たす高度の精神障害（統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害、気分（感情）障害、症状性を含む器質性精神障害（高次脳機能障害を含む）、てんかん、知的障害、発達障害）を有し、下の「日常生活能力判定表」の合計点数が１４点以上となるものです。

～日常生活能力判定表：１４点以上～

	動作及び行動の種類	○…０点	△…１点	×…２点	点数
日常生活能力判定表	１　食事	ひとりでできる	介助があればできる	できない	
	２　用便（月経）の始末	ひとりでできる	介助があればできる	できない	
	３　衣服の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない	
	４　簡単な買物	ひとりでできる	介助があればできる	できない	
	５　家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない	
	６　家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない	
	７　刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない	
	８　戸外での危険から身を守る（交通事故）	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない	
				合　計　点　数	

※　上記のＡまたはＢ以外でも、手当の対象となる場合があります。詳しくは下記問い合わせ先までお問い合わせいただくか、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」【昭和６０年１２月２８日　社更第１６２号　各都道府県知事宛　厚生省社会局長通知】を参照してください。

【申請の流れ】

①　原則、手当用の認定診断書で審査を行いますので、【対象となる方の条件】に当てはまると思われる場合は船橋市役所障害福祉課（047-436-2340）までお問い合わせください。

※　身体障害者手帳や療育手帳の申請を同時に行う方は、手帳用診断書や手帳で代用可能な場合もあります。

↓

②　認定対象となる可能性があるお身体の部位の診断書や申請書類をお渡しします。

↓

③　下記必要書類を揃えて、障害福祉課へ提出してください。

・所定の申請書類（認定請求書、所得状況届、公的年金等調書、重要事項説明書兼同意書）

※　認定請求書や所得状況届には、申請者・配偶者・扶養義務者の個人番号（マイナンバー）を記載していただく欄がございますので、ご記入ください。マイナンバーカードの写しのご提出は必要ありません。

・所定の認定診断書

※　診断書作成にかかる費用はご本人様負担となります。基準を満たす程度であるかご確認のうえ、作成を依頼されることをおすすめいたします。

・　本人名義の口座が確認できるもの（預金通帳等）の写し

≪本人が年金を受給している場合≫
・年金の種類、基礎年金番号がわかるもの（年金証書または年金振込通知書等）
・対象年中に受給した年金額がわかるもの（源泉徴収票、年金振込通知書等）
※　対象年…１月～６月の申請：前々年、７月～１２月の申請：前年
※　郵送による申請は、障害福祉課に申請書類が届いた日をもって申請日とします。なお、郵送事故による申請書の未着や延着についての責任は負いかねます。
※　申請書類に不備・不足等がある場合にはご連絡いたします。申請書類が揃った日をもって申請日とします。

↓

④　提出いただいた診断書の内容の審査や所得判定を行い、結果を通知します。認定基準を満たさない場合は非該当となります。

【支給方法】

年４回に分けて口座振込します。
・２月から４月分→５月
・５月から７月分→８月
・８月から１０月分→１１月
・１１月から１月分→２月
支給申請した翌月分から支給されます。

【問い合わせ先】

〒２７３－８５０１
船橋市健康福祉局福祉サービス部　障害福祉課　給付事業係　手当班
電話　０４７－４３６－２３４０